○公共工事の中間前金払事務取扱要領

平成24年3月30日

告示第31号

改正　令和8年3月13日告示第13号

（趣旨）

第1条　この告示は、三好市公共工事標準請負契約約款に関する規則（令和2年三好市規則第25号。以下「規則」という。）第35条第4項に定める中間前金払（以下「中間前金払」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（中間前金払の対象工事）

第2条　中間前金払の対象工事は、1件の当初請負代金額が100万円以上の工事とする。

（中間前金払の要件）

第3条　次の各号のすべての条件を満たす場合に、中間前金払を行うことができるものとする。

(1)　工期の2分の1を経過していること。

(2)　工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3)　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

（中間前金払の割合）

第4条　中間前金払の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額（変更契約がある場合は変更後の請負代金額）の10分の6を超えてはならないものとする。

（部分払との併用の禁止）

第5条　中間前金払と規則第38条に規定する部分払（以下「部分払」という。）の併用は禁止する。ただし、第7条に該当する場合については、この限りでない。

（中間前金払に係る認定及び請求の方法）

第6条　請負者は、中間前金払の認定を受けようとする場合は、中間前金払認定請求書（様式第1号）に工事履行報告書（様式第2号）を添付し、契約事務担当者に提出するものとする。

2　発注者は、前項の請求があったときは、第3条の中間前金払の要件（以下「要件」という。）のすべてを満たすものであるかどうかの確認を行い、要件をすべて満たしていると認めた場合

は、認定調書(様式第3号)を作成し、請負者に交付するものとする。

3　前項の認定調書の交付については、当該請求を受けた日から14日以内に行うこととする。ただし、請負者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときは、この限りでない。

4　要件の確認については、「工事履行報告書」、「工程表」等の資料をもって足りることとし、特に必要と認める場合を除き、特別の現地確認は要しないものとする。ただし、要件について疑義がある場合は、確認のための必要書類の提示を求めることができる。

5　要件の工程や経費が明らかに2分の1を超えないと認められる場合を除き、要件を満たしているものとみなす。

6　工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を第3条第3号の経費に加算して認定することができるものとする。

7　設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われている場合は、変更契約の締結前であっても、当該新規工種等に係る進捗状況を、第3条第2号の作業及び同条第3号の経費に含めることができるものとする。

8　発注者は、請求のあった工事が要件を満たしていない場合又は工事の発注時期及び契約工期を勘案し、中間前金払をすることが妥当でないと認められる場合は、中間前金払の認定しないものとする。この場合において、発注者は、認定を行わない旨を速やかに請負者に通知するものとする。

9　請負者は、第2項の認定に基づき中間前払金の支払を請求する場合には、請求書に当該中間前払金に関する保証契約に係る保証証書を添えて、契約事務担当者に提出するものとする。

10　受注者は前項の規定による保証証書に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

(債務負担行為及び継続費の工事の特例等)

第7条　当該年度の出来高予定額が、当該年度内に支出できる見込みのものを対象として中間前金払をすることができるものとする。なお、この場合の要件は、それぞれの年度ごとの工期、工程により認定するものとする。

2　中間前金払を選択した場合においても、各年度の出来高予定額(最終年度に係るものを除く。)

に係る当該年度末の出来高に対する部分払及び繰越しに係る工事における年度末の部分払については、行うことができるものとする。

(契約書の記載)

第8条　中間前金払の対象工事については、契約書に「前金払いの特約条項」として10分の2以内で支払われる中間前払金額を記載すること(対象外の工事については、金額欄は「￥0★」とする。)。なお、計算に当たっては、千円未満は切り捨てるものとする。

2　減額の変更契約を行う場合の中間前払金額については、既に支払った前払金額との合計が、変更後の請負代金額の10分の6以内になるようにその都度減額すること。ただし、既に前払金額の支払を終えた場合はこの限りでない。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この告示の規定は、平成24年4月1日以降に発注した公共工事の契約について適用し、平成24年3月31日までに発注した公共工事の契約については、なお従前の例による。

附　則(令和8年3月13日告示第13号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。